



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 8
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 竹内 光一
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成19年2月28日
【提出日】	平成19年3月7日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が、1%以上減少していないが5%以下になり、法定の報告基準以下となったので、提出するものである。

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	大陽日酸株式会社
証券コード	4091
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー (Marathon Asset Management LLP)
住所又は本店所在地	英国WC2H 9EA ロンドン、アッパー・セントマーティンズ・レーン 5、オリオン・ハウス (Orion House, 5 Upper St. Martin's Lane, London WC2H 9EA, UK)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	2003年11月5日
代表者氏名	サイモン・デイヴィス (Simon Davies)
代表者役職	コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資一任業

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 佐々木将平
電話番号	03 (3511) 6358

## (2) 【保有目的】

長期投資（投資一任契約に基づく顧客の資産運用のため）
----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			20,076,000株
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 20,076,000株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		20,076,000株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成19年2月28日現在)	T	403,092,837株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		4.98%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		5.21%

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし
----

# MARATHON

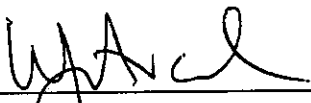
Asset Management


Orion House  
5 Upper St. Martin's Lane  
London WC2H 9EA  
Telephone: +44 (0) 20 7497 2211  
Fax: +44 (0) 20 7497 2399

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Marathon Asset Management LLP, a corporation organized and existing under the laws of the United Kingdom, with its principal office at Orion House, 5 Upper St. Martin's Lane, London WC2H 9EA, UK (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Mr. Koichi Takeuchi and Ms. Yuko Kato, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports and the Notice described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notice") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notice.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by William Arah, this 7<sup>th</sup> day of March, 2005.

  
Name: William Arah  
Title: Director

By:   
Name: Simon Davies  
Title: Compliance Officer

[訳 文]

委任状

英国法に準拠して設立され、存続し、英国 WC2H 9EA ロンドン、アッパー・セントマーティンズ・レーン 5、オリオン・ハウスに本店を有するマラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー（以下「当社」という。）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号紀尾井町ビル所在の長島・大野・常松法律事務所の弁護士である竹内光一氏及び加藤裕子氏のそれぞれを当社の真正かつ適法な代理人に選任し、当社を代理して日本国証券取引法第 27 条の 23、第 27 条の 25 及び第 27 条の 26 に定める報告書及び届出書並びにこれらの訂正（以下「本報告書及び本届出書」という。）を作成し、これを関東財務局長に提出すること並びに本報告書及び本届出書の提出を履行するために上記代理人が必要又は適切と思料する一切かつ全ての行為を行う権限を付与する。

上記を証するため、当社は、2005 年 3 月 7 日、ウィリアム・アラーをして本委任状に適法に署名せしめた。

\_\_\_\_\_  
[署 名]

氏名：ウィリアム・アラー

役職：取締役

\_\_\_\_\_  
[署 名]

氏名：サイモン・デイヴィス

役職：コンプライアンス・オフィサー

上記正訳致しました。

弁護士 加藤 裕子

